

秦野市地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）
（改定案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和8年2月1日（日）から3月2日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号、市ホームページ及び市公式LINE

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館、駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 防災課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類		件数	意見等への対応区分（※）				
			A	B	C	D	E
地震 災害 対策 計画	第1章 総則	3	0	0	2	1	0
	第2章 災害への事前対策 計画	5	2	0	3	0	0
	第3章 災害応急対策計画	8	1	2	4	0	1
	第4章 災害復旧・復興計 画	0	0	0	0	0	0
	第5章 地震防災強化計画 （東海地震に係る 事前対策計画）	1	0	1	0	0	0
	第6章 南海トラフ地震防 災対策推進計画	0	0	0	0	0	0
害 対 策 計 画 風 水 害 等 災	第1章 総則	0	0	0	0	0	0
	第2章 災害予防計画	6	3	0	3	0	0
	第3章 災害応急対策計画	8	1	2	4	0	1

害 対 策 計 画	風 水 害 等 災	第4章 災害復旧・復興計画	0	0	0	0	0	0
		第5章 特殊災害対策	1	0	0	1	0	0
その他全般			3	0	0	2	0	1
計			35	7	5	19	1	3

※ 複数の内容分類に及ぶ意見等は、関係する内容分類に、それぞれ計上しています。

※ 意見等への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：計画案に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	風水害等災害対策計画【第5章】特殊災害対策	風-140～143	<p>PTA活動や広報活動を通じて防災に関する情報に触れる中で、近年の地震・豪雨・火山災害等を想定した備えについて、家庭レベルでは「理解はしているが、具体的な行動まで落とし込めていない」ケースが多いことを実感しています。特に、富士山噴火時に想定される火山灰の堆積(約30cm)などについては、</p> <p>①自宅待機が基本となること ②生活インフラへの影響が長期化する可能性 ③屋根・設備への負荷(雨天時には数十トン相当になる可能性)</p> <p>など、市民生活への影響が大きいにもかかわらず、「実際にどのような準備や対応が必要なのか」が十分にイメージできていない状況があると感じています。</p> <p>そこで、PTA活動・広報活動を通じて得た現場の視点から、市民・保護者の立場として、実効性向上の観点から、以下のとおり意見を提出いたします。</p> <p>■「想定災害」と「行動指針」のセット化について 現在の計画では、被害想定や対応指針が整理されていますが、市民目線では「結局、自分は何をすればいいのか」が分かりにくい部分があると感じています。</p> <p>例えば、 ①火山灰30cm時の生活イメージ ②自宅待機時の注意点 ③除灰・復旧までの流れ</p> <p>※ 次ページへ続く</p>	C	市民向けの周知については、分かりやすい周知を検討します。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
 C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	風水害等災害対策計画【第5章】特殊災害対策	風-140～143	<p>※ 前ページから続き</p> <p>④支援開始の目安時期などを、図や事例を用いて整理した「生活行動ガイド」として示すことで、理解がより深まると考えます。</p> <p>■家庭・学校・地域をつなぐ情報連携について PTAや学校現場では、防災に関心は高いものの、市の計画内容が十分に共有されていない実情もあると感じています。</p> <p>①学校配布資料 ②PTA広報 ③地域回覧等 と連携した形で、市の防災情報を分かりやすく届ける仕組みづくりがあると、備えの実効性がより高まると考えます。</p> <p>■ステージ別「家庭用防災チェックリスト」の整備について 火山灰や大規模災害時の対応について、家庭ごとの備えるべき内容を明確にするため、</p> <p>①ステージ別の備蓄目安 ②必要物資の一覧 ③住宅環境別(戸建て・集合住宅等)の注意点 ④高齢者・子育て世帯向け配慮事項 などを整理した「家庭用防災チェックリスト」を作成・配布することで、市民の備えを具体的な行動につなげやすくなると考えます。</p>		(区分と考え方は前ページに記載)

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
2	その他	—	<p>市内在住または活動拠点を有する一等・二等無人航空機技能操縦者証明書、取得者を中心に、災害協力人材リストを整備し、災害発生時には災害対策本部の指示のもと、被災状況の把握、孤立地域の確認、二次災害リスクの調査等をドローンにより実施する。</p> <p>(1) 地域ドローン災害協力人材のリスト化 地域内に居住又は活動拠点を有する一等・二等無人航空機技能操縦者証明書、取得者を対象に、融資による災害協力人材のリストを作成する。 ※ 本リストは市が管理する形、又は市と協力団体が共同管理する形、又は、新規管理団体が一元管理するなど、運用方法については柔軟に検討可能とする。</p> <p>(2) 災害時の位置づけ リスト登録者は、災害発生時において災害対策本部の指示のもと活動を行い、独自行動ではなく、防災計画に基づく組織的な対応の一部として運用されるものとする。</p> <p>(3) 想定される活動内容 ・倒壊建物や危険区域への進入 ・地殻変動等により立入困難となった地域の確認 ・上空からの広域空撮・測量・点検 ・医療品、水、通信機器等の軽量物資運搬 ・拡声器等による避難情報の周知 ・赤外線装置による夜間・悪条件下での搜索 ・夜間における避難場所の視覚的表示</p> <p>※ 次ページへ続く</p>	C	今後の災害対策体制の参考とさせていただきます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
2	その他	—	<p>※ 前ページから続き</p> <p>また、平時における準備体制として、災害時に即応可能な体制を構築するため、平時から以下の取組みを行うことを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等を活用した優先飛行ルートの事前策定 ・策定したルートに基づく定期的な飛行訓練の実施 ・地域別の担当者割り当て ・消防、自主防災組織等、他の防災関係団体との連携及び合同訓練 		(区分と考え方は前ページに記載)
3	地震災害対策計画 【第3章】 風水害等災害対策計画 【第3章】	地-61 風-63	市内の空き家の持ち主と居住困難者の避難所として借り上げる協定を事前に結んでおくこと。協定を結んだ所有者には、固定資産税の減免をしていくべきかと思う。また、市内不動産会社にも提案していく。	C	今後の災害対策体制の参考とさせていただきます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
4	地震災害対策計画 【第3章】 風水害等災害対策計画 【第3章】	地-76 風-78	生産緑地の災害ごみの仮置き場としての利用の協定を所有者と事前に結んでおくべきではないか。	C	農地については、秦野市農業協同組合と「災害時における農地の使用及び応急生活物資の調達等の協力に関する災害協定」を締結しており、災害時の復旧用資材置場や近隣住民等の一時避難場所として使用できるよう、防災協力農地として登録しています。 災害廃棄物の仮置き場としての利用については、利用後の返還時に、土の入れ替え等、大規模な作業を要することから、現実的に困難であるとの農協からの意見のほか、登録農地とそれ以外の区別が市民にとっては難しく、登録されていない農地にも災害廃棄物が置かれてしまう可能性があるため、農協との協議のうえ、協定内容から除外しています。 御意見については、今後の災害対策体制の参考とさせていただきます。
5	地震災害対策計画 【第3章】 風水害等災害対策計画 【第3章】	地-68 風-70	配水池・非常用貯水槽の緊急遮断弁の作動震度を6強に変更しておくべきではないかと思うがどうか。	C	水道施設である配水池の緊急遮断弁の作動は、地震時における水道管破損による2次被害防止や非常時の飲料水確保の観点から、震度ではなく、地震時の加速度を示す単位である“Gal”(ガル)を計測して、180Gal以上で作動するようになっています。 また、広域避難所に設置されている非常用貯水槽の遮断動作は、震度ではなく、水道本管の断水を検知して遮断するようになっています。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
6	地震災害対策計画 【第3章】 風水害等災害対策計画 【第3章】	地-46 風-38	非正規雇用職員や指定管理者の災害時勤務体制はどのようなになっているのか。	E	非正規雇用職員については、任用時の従事内容に災害対応が含まれていないため、災害時の勤務体制には含めていません。 指定管理者については、営業時間中は利用者の避難誘導や避難所開設までの間、利用者対応をしていただくことになっていますが、市の災害時勤務体制には含まれていません。
7	地震災害対策計画 【第3章】 風水害等災害対策計画 【第3章】	地-44 風-36	災害対策本部に社協からの連絡員の参加は必要と考えるがどうか。	C	災害ボランティアの受付や派遣に関する災害ボランティアセンターとの連絡調整については、担当部局職員が保健福祉センターに参集し、災害ボランティアセンターの開設・運営に従事するとともに、災害対策本部との連絡調整を実施することとしているため、災害対策本部に社協からの連絡員は加えていません。 いただいた御意見については、今後の災害対策体制の参考とさせていただきます。
8	地震災害対策計画 【第2章】 風水害等災害対策計画 【第2章】	地-40 風-31	災害時要支援者に対する、個別避難計画を行き渡らせるために、例示としての行動モデルパターン、つまりモデル地区を設けて普及を図るべきと思うがどうか。	C	令和4年度に曲松11自治会をモデル地区として2件の個別避難計画を作成し、自治会や民生委員・児童委員協議会等の各種団体を対象とした防災講習会等で取組を報告しています。 災害時の行動パターンは、対象者の心身の状況や同居家族の有無、居住地、家屋の状況など、様々な要因により異なることから、特定の行動パターンをモデル化することは、誤った避難計画の作成につながってしまう恐れがあります。 そのため、現在は、対象者と関係性の深い福祉専門職への委託や対象者本人又はその家族が作成する方法により、計画作成を進めています。

【区分】

A: 意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B: 意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの

C: 今後の取組において参考とさせていただくもの D: 計画案に反映できないもの E: その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
9	地震災害対策計画【第1章】	地-9	市内の全自主防災会への、大正型関東地震の被害想定を地域住民数で按分した個別被害想定を資料を作成して対策を考えていただきたいと思うがどうか。	D	被害想定に基づいた地震対策については、発生切迫性を考慮し、都心南部直下地震を想定地震としています。
10	地震災害対策計画【第3章】 風水害等災害対策計画【第3章】	地-61 風-63	指定管理者の災害時行動体制として指定施設の災害時開放の協定を結んであります。	B	一次避難所として指定している総合体育館については、指定管理者であるミズノ株式会社と「災害時における施設使用等に関する覚書」を締結しています。
11	地震災害対策計画【第3章】 風水害等災害対策計画【第3章】	地-104 風-109	災害時のボランティアセンターの設置・運営に関する協定を秦野市社会福祉協会と結ぶこと。社協は毎年訓練をしている。	B	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定については、平成28年3月11日付けで秦野市社会福祉協議会と締結しており、令和6年2月7日には、秦野市青年会議所を加えた3者協定を締結しています。
12	その他	—	避難所の運営・管理に関するパソコンは用意してあるのでしょうか。	E	令和8年度に、一次避難所となる23か所にインターネット接続可能なタブレットPCを配備する予定としています。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
13	その他	—	浜岡原子力発電所にかかる原子力災害広域避難計画との連携について 災害時相互応援等に関する協定を締結している神奈川県を含む9都県市が、共通した災害想定に基づきそれぞれ災害対応を行うとともに、相互の連携や域外組織との連携を図ることを目的とした図上訓練を実施している。本市も数年前に、神奈川県から、浜岡原発による原子力災害が発生した場合、その広域避難体制として避難路等の確保の協力要請があったが、現在どのような連携が進んでいるのか。また本市の地域防災計画にどのように反映されるのか。	C	令和6年度に、県危機管理防災課から県内市町村に対して、浜岡原子力発電所に係る広域避難対策の今後の進め方に関する課題や懸案等について意見照会があり、本市からは、県と連携した訓練の実施や避難施設使用料の補填などについて意見を提出しています。現在は県が照会結果を取りまとめて対応を検討している段階であるため、県から対応指針等が示され次第、地域安全課が所管する国民保護計画及び危機管理基本マニュアルに反映させていただきます。
14	地震災害対策計画【第1章】	地-18	「この調査結果を受け、市は災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民にホームページ等で積極的に情報を提供し、活断層対策の一助とします」とあるが、「ハザードマップの作成では、活断層の位置や地震発生時の揺れやすさ、液状化の可能性などを明示し住民に周知していく」と記述すべきと思うがどうか。	C	ハザードマップの作成においては、掲載する情報の量や種類により視認性が低下する可能性があるため、ハンドブック形式での配布など、住民への周知方法について検討していきます。
15	地震災害対策計画【第1章】	地-18	本市の地層の最大の特徴は東京軽石層の存在である。平成27年12月～翌年1月に京都大学防災研究所が地質調査を実施し、関東大震災の震生湖誕生のメカニズムが解明された。この調査報告として京都大学防災研究所は年報第60号で「1923年関東地震による震生湖地すべりの地質構造とその意義」を公表した。今後は、本市の活断層対策と並行して、市民にホームページ等で積極的に情報を提供し、東京軽石層対策の一助にしていきたい。東京軽石層については「第6節活断層」に付記していただきたいと思うがどうか。	C	東京軽石層対策については、東京軽石層の概要や懸念される事項を市ホームページで情報提供していきます。また、地域防災計画への記載については、他市の状況を確認しながら検討していきます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
16	風水害等災害対策計画【第2章】	風-30	「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の避難をするために配慮が必要な人」を対象に取組む計画と認識しているが、問題は関係部局とどのように連携し、その「計画」をどのように活用していくのかが明記されないと「絵に描いた餅」になってしまう。具体としては、あらかじめ、それぞれの関係部局の責務と行動パターンとしてのシミュレーションを計画に落とし込むべきと考えがどうか。	C	計画を運用していくためのマニュアルについては、今後関係部局で協議のうえ、職員行動マニュアル等に落とし込みをしていきます。
17	風水害等災害対策計画【第2章】	風-33	「市が、ハザードマップを整備する際に、高齢者や障害者等の要配慮者にも分かりやすい情報提供を努めるとともに、視覚障害者、聴覚障害者など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し」とあるが、ハザードマップを整備する際に、「検討」ではなく、具体的にどう整備するのかを明記すべきではないか。	A	「視覚障害者、聴覚障害者など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し」の部分については、発災時の土砂災害警戒区域等における情報伝達方法を検討することを指しています。改定案の表現では意図が伝わりづらいため、いただいた御意見を参考に修正します。
18	地震災害対策計画【第2章】 風水害等災害対策計画【第2章】	地-38 風-29	「避難行動要支援者名簿作成に必要な情報を把握するために、関係部局の要介護高齢者、障害者等の要配慮者の情報を集約し、災害時に提供できるよう管理します。」とある。今後の人口減少、高齢化社会の進展に伴い、要配慮者が大幅に増加することが予想されるため関係部局による把握も一層難しくなるのではないか。デジタルの活用推進を含めた体制づくりが急務だと考えるが対策はどのようか。	C	関係部局による要配慮者の情報の把握については、福祉専門職との連携強化を図ることで、必要な情報を把握できる体制を構築していきます。また、関係部局での情報共有については、令和5年度に避難行動要支援者管理システムを導入し、関係部局間で避難行動要支援者の情報を共有できる体制を構築しています。いただいた御意見を参考に、今後も、福祉専門職との連携強化やシステム改修を進めていきます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
19	地震災害対策計画【第2章】	地-40	「個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と同様に、災害対策基本法第49条及び個人情報の保護に関する法律上の規定を根拠とし、本人又は家族の同意を得たうえで、支援等に必要な情報を掲載した個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に事前に提供します。」とあるが、対応件数が大幅に増加することが予想される中で、個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に事前に提供するために人員の確保が必要だと考えるが、どのような人員配置を計画しているのか。	C	個別避難計画の作成については、福祉専門職への委託や対象者本人又は家族の自主作成による計画作成を進めています。 避難支援等関係者への事前提供については、原則、作成に携わった方が避難支援等関係者となるため、完成と同時に事前提供がされるものとなります。 完成した計画は市に提出され、避難行動要支援者管理システム上で管理しています。 一連の流れの中で、福祉専門職への委託については、市内福祉事業所と「秦野市個別避難計画作成支援委託業務契約」を締結し、人員を確保しています。また、庁内においては、関係部局に担当職員を配置するほか、会計年度任用職員を任用し、市に提出された計画を避難行動要支援者管理システム上で管理しています。 御意見のとおり、今後、個別避難計画の作成が進むにつれて対応件数が増加することが予想されるため、関係部局で構成するワーキンググループを組織し、一層の連携強化に努めていきます。
20	地震災害対策計画【第2章】 風水害等災害対策計画【第2章】	地-43 風-34	「家庭や地域との連携のもと、児童及び生徒が防災教育等で得た知識を実践し、また、教職員が共通の理解により災害時に円滑な行動をとることができるよう小・中学校における防災訓練を実施します」とあるが、学校の防災訓練は地域の自主防災会の訓練とは分離している。「家庭や地域との連携」ではなく、誤解を受けやすいので、正しくは「家庭との連携のもと」に修正すべきと思う。	A	御意見のとおり修正します。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)

「秦野市地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)(改定案)」に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
21	地震災害対策計画 【第2章】 風水害等災害対策計画 【第2章】	地-43 風-34	「地域における文化財の所在情報の充実・整理を図り、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な災害対策の検討を連携して進めます。」とあるが、「検討」という表記は適切ではない。「文化財の所在情報の充実・整理を図り」ではなく、災害に備えるためには、まず文化財の所在情報の把握と保存状況(どのような震度に耐えられるかの把握)、さらに災害発生後では、地域ごとの個別事情や専門家の不足などから、十分な連携体制が構築されていないケースが多々あるために、本市としても県や近隣自治体と、事前に救出・保全措置のための連携体制の構築が求められると思うがどうか。	A	御意見を踏まえ、「文化財の所在や保存状況等の情報把握と整理を図り」へ改めるとともに、県や防災関係機関等との連携を図り、災害対策に関する情報共有や必要な協力体制の確保に努めることで、貴重な文化財を適切に守り、後世へ継承するため、災害に備えた取組及び災害時における文化財の保護に取り組んでいきます。
22	地震災害対策計画 【第3章】 風水害等災害対策計画 【第3章】	地-58 風-61	児童生徒など身分証明書を持たない場合には、持ち物に記名しておくなどの対策が必要なのではないか。また、外国籍の住民向けに「パスポート」などの記述が必要なのではないかと考えるがどうか。	A	児童生徒の持ち物への記名については、日常生活の中で各家庭において行っていたくものと考えため、地域防災計画への記載は控えさせていただきます。なお、外国籍住民向けの持ち物の例として「パスポート」の記載を追加します。
23	地震災害対策計画 【第5章】	地-151	「東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、平常時の活動を維持しつつ、情報の収集に努めます。」とあるが、「南海トラフ地震」の表記も必要ではないかと考えるがどうか。その他の箇所でも同様の表記があるので確認しておいた方がよいのではないかと。	B	南海トラフ巨大地震に関連する対応・措置については、「第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画」に記載しています。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)